

# 令和5年度 第13回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和5年10月16日(月) 午前10時から11時10分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

## 三 出席者

1 人事委員	委員長	小松哲也			
	委員	中本久美子			
	委員	細田耕治			
2 事務局職員	事務局長	山本雅美	次長兼給与課長	前田俊和	
	任用課長	尾田聡子	係長	米田康孝	
	係長	山口玲夏	係長	河崎卓哉	
	主事	竹茂美緒			

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

## 四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和5年度実施 氷河期世代チャレンジ枠)の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について
- 議案第2号 鳥取県職員採用試験(令和6年4月採用予定 民間企業等経験者対象)の採用候補者の決定について
- 議案第3号 選考により採用する職に係る承認について(歯科衛生士)
- 議案第4号 人事委員会規則等の一部改正について(ふるさと応援休暇関係)
- 議案第5号 解雇予告除外認定について
- 議案第6号 「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」の参考資料の訂正について

## 五 議 事

### ◇鳥取県人事委員会の会議出席者の指定について

鳥取県人事委員会議事規則第5条に定める委員長の指定する人事委員会の会議出席者として、小松委員長が竹茂主事を指定した。

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第3号、第4号及び第6号は公開、議案第1号、第2号及び第5号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

鳥取県職員採用試験(令和5年度実施 氷河期世代チャレンジ枠)の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### ◇議案第2号

鳥取県職員採用試験(令和6年4月採用予定 民間企業等経験者対象)の採用候補者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### ◇議案第3号

選考により採用する職（歯科衛生士）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

#### 1 申請理由

- (1) 申請のあった職 歯科衛生士
- (2) 採用予定者数 1名程度
- (3) 採用予定日 令和6年4月1日  
(ただし、採用候補者の資格取得状況等により、それ以前に採用する場合もあり得る。)
- (4) 申請理由

歯科衛生士の組織定数は3名であるところ、3名中2名は50代後半となっており、新陳代謝及び早期の人材育成が必要となっていること、また、来年度に育児休業から復帰する職員について子育てへの配慮が必要となるが、現在の人数では柔軟な人事配置が困難であることから、安定的に業務を継続していくために新たに1名採用するもの。

#### 2 配属先及び職務内容

- (1) 配属先 福祉保健部、各総合事務所保健所等
- (2) 職務内容 歯科口腔保健を推進するための相談指導、歯科疾患予防等

#### 3 能力実証の方法

知事部局において選考を実施

##### (1) 受験資格

###### ア 年齢要件

昭和39年4月2日以降に生まれた人（59歳以下）

###### イ 資格・免許

歯科衛生士の免許を有する人又は令和6年3月31日までに行われる国家試験によりこの免許を取得する見込みの人。

##### (2) 選定方法

- ・基礎能力試験（SPI3）
- ・専門試験（記述式3問）
- ・適性検査（職務遂行に関する適性についての検査）
- ・人物試験（個別面接による人物、専門知識についての口述試験）

##### (3) 試験実施スケジュール（予定）

10月16日（月）	募集開始
11月15日（水）	募集〆切
11月23日（木・祝）	試験日
12月上旬（予定）	合格発表

#### 4 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

## ◇議案第 4 号

人事委員会規則等の一部改正（ふるさと応援休暇関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

鳥取県議会令和 5 年 9 月定例会において、特別休暇の対象に活力ある地域社会の実現に資する活動を行う場合を追加することを内容とする改正条例案が原案のとおり議決された。

このことを踏まえて、改正条例に基づく特別休暇（以下「ふるさと応援休暇」という。）を新設し、以下のとおり規則等を改正、制定又は廃止することとする。

## 1 改正する規則等の名称

### (1) 人事委員会規則

- ① 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第 15 号）
- ② 職務に専念する義務の特例に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第 16 号）
- ③ 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年鳥取県人事委員会規則第 17 号）

### (2) 人事委員会通知

- ① 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 12 月 21 日付発鳥人委第 57 号）
- ② 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 12 月 21 日付発鳥人委第 58 号）
- ③ 臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について（平成 6 年 12 月 21 日付発鳥人委第 59 号）
- ④ 臨時的任用職員の休暇について（平成 6 年 12 月 21 日付発鳥人委第 60 号）
- ⑤ ボランティア休暇の取扱いについて（平成 12 年 12 月 26 日付鳥人委第 215 号） <廃止>
- ⑥ ボランティア休暇の取扱いについて（平成 12 年 12 月 26 日付鳥人委第 216 号） <県費負担教職員・廃止>
- ⑦ ボランティア休暇及びふるさと応援休暇の取扱いについて <制定>
- ⑧ 県費負担教職員のボランティア休暇及びふるさと応援休暇の取扱いについて <県費負担教職員・制定>

## 2 概要

以下のとおり特別休暇（ふるさと応援休暇）を新設することとし、関係規則等について所要の改正を行う。

### (1) 休暇の対象

職員が自発的に、次に掲げる地域に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動等（※）を除く。以下「地域貢献活動」という。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合

#### ア 地域団体活動

地縁による団体、自主防災組織、PTAその他の地域住民を主体として構成される団体（鳥取県外居住職員にあつては、当該職員の居住市区町村内の地域住民により構成されるものに限る。）が行う活動に参加して行う活動（当該団体の構成員として従事する活動に限る。）

#### イ ボランティア活動

ボランティア休暇のボランティア活動に該当する活動で、その活動の場所又は支援の対象となる者の住所・居所が県内であるもの

（※）専ら親族に対する支援となる活動、宗教の教義を広めること・政治上の主義を推進すること・特定の公職の候補者を推薦することを目的とする活動等、慶弔に係る活動、酒食を主旨とする活動、趣味・教養又は娯楽に係る活動、収入を得ることを主たる目的とする活動

→非営利目的、報酬の金額・性質が適当、雇用関係に基づかない

(2) 付与日数

年5日以内（日又は時間単位）

(3) その他

① 以下のボランティア活動について根拠規定(位置づけ)を整理。

(改正前)特定非営利活動 → (改正後)青少年健全育成活動(ボランティア休暇:1日 → 5日)

- ・学校支援ボランティア(相当するものを含む。)
- ・部活動の外部指導者(相当するものを含む。)
- ・スポーツ少年団での指導
- ・市町村以上の規模で行われる文化イベント等の運営委員等で、事務局の依頼を受けたもの

② 職務に専念する義務を免除される消防団活動等についても、併せて対象を拡大。

(改正前) 出勤、訓練のみ対象 → (改正後) その他の活動(例:防災に関する啓発活動)も対象に追加

3 施行日

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日

4 イメージ図

<ふるさと応援休暇> 地域(原則 鳥取県内)に貢献することを目的。

「地域貢献活動」

ふるさと応援休暇(5日)		
活動場所などが県内であるボランティア活動 (地域団体活動に該当するものを除く)		地域団体活動
被災地支援、障がい者支援等 〔拡大〕 ・無償のみ→有償も可	特定非営利活動 〔拡大〕 ・1日→5日 ・無償のみ→有償も可	自治会活動等 〔新設〕 ・有償も可
○学校支援ボランティア ○部活動外部指導者 等	※根拠規定(位置づけ)を整理	

<ボランティア休暇> 社会に貢献することを目的。(ふるさと応援休暇に該当するものを除く。)

ボランティア休暇/ボランティア活動(5日)	
被災地支援、障がい者支援等 〔現行どおり〕 ・無償のみ	特定非営利活動 〔現行どおり〕 ・5日のうち1日のみ ・無償のみ
○学校支援ボランティア ○部活動外部指導者 等	※根拠規定(位置づけ)を整理

※ボランティア活動に係る事前講習等がボランティア活動と一体不可分である場合は、ボランティア休暇又はふるさと応援休暇の対象とする。

【質疑等】

委員: 休暇の対象となる「地域」とは県内ということによいか。

事務局：基本的には県内をいう。PTA、保護者会の活動については、親は県内に住んでいるが子どもは県外の学校に通っているという場合もあるので居住地を問わない。県外に居住する職員については居住する市区町村内も対象にする。

委員：県内での活動だが目的は県外の地域のためという場合はどうなるか。

事務局：県内での活動であっても目的が県外の地域のためという場合は、ふるさと応援休暇ではなくボランティア休暇で対応することとなる。

◇議案第5号

解雇予告除外認定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第6号

「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」の参考資料の訂正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

本年10月4日に鳥取県議会議長及び鳥取県知事に行った「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」の資料のうち、人事管理に関する報告に係る参考資料に誤りがあったため、以下のとおり訂正する。

1 訂正箇所

参考資料(人事管理に関する報告関係資料)「第36表 在職死亡者及び長期療養者の状況」(参考資料62ページ)

2 訂正内容(正誤表)

誤						
第36表 在職死亡者及び長期療養者の状況 (単位:人)						
区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
略						
教 育 委 員 会	在職死亡者	略				1
	長期療養者 うち精神疾患	略				47(0.8%)
略						
(注) 1~3 略						
正						
第36表 在職死亡者及び長期療養者の状況 (単位:人)						
区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
略						
教 育	在職死亡者	略				1
	長期療養者	略				49(2.4%)

委員会	うち精神疾患		32(1.5%)
略			
(注) 1～3 略			

## 六 次回人事委員会の開催

令和5年10月26日(木) 午前10時00分から開催することとした。